

福島県地域がん登録事業実施要領

(趣 旨)

第1 この要領は、「福島県地域がん登録事業実施要綱」に基づいて実施する事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象)

第2 対象とする疾患の範囲は、国際疾病分類に掲げるすべての悪性新生物（上皮内がんを含む。）とすべての頭蓋内腫瘍とする。

2 届出をする患者の範囲は、前項に規定する疾患の診断を受けた者及びその疾患による死亡者とする。

(登録の方法)

第3 地域がん登録事業の登録方法は次のとおりとする。

(1) 医療機関からの届出

ア 診療に従事する医師は、別紙様式「福島県悪性新生物患者届出票」（以下「届出票」という。）により、所定の事項を記載のうえ、所属する医療機関を経由し、公立大学法人福島県立医科大学（以下「福島医大」という。）に届出るものとする。この場合において、医師は、その責任において指定した者に届出票への記載を行わせることができる。

イ 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、福島県がん診療連携推進病院にあっては、がん登録システムを利用して地域がん登録に必要な電子データを出力し、これを電子媒体で福島医大登録室へ送付するとともに、福島医大登録室においてデータの確認を行う必要があるため、印刷出力の届出票も併せて提出する。

(2) 出張採録

登録は原則として医療機関からの届出によるが、必要な場合は、医療機関の協力を得て、出張採録を行うものとする。

(3) 遡り調査

人口動態調査死亡票の写し（人口動態調査令施行規則〔昭和23年厚生省令第6号〕第6条に定める様式第2号。以下「死亡小票」という。）のデータから把握したがんによる死亡者の中で、医療機関からの届出及び出張採録による情報採取による登録が行われていない者については、死亡小票のデータから把握した当該死亡者を診療した医療機関に対して、遡り調査を実施する。

(4) 死亡小票による収集

福島県保健福祉部地域医療課（以下「地域医療課」という。）は、各保健所から提出された死亡小票を取りまとめ、福島医大へ送付するものとし、福島医大は、送付された死亡小票の確認と必要な情報の収集を行う。

(届出の時期)

第4 診療に従事する医師は、所属する医療機関において、がん（第2に規定する疾病をいう。以下同じ）患者が、次のいずれかに該当したとき、届出票を提出するものとする。た

だし、当該患者について、同一の医療機関で同一のがんに係る届出を既に行っている場合を除く。

(1) 入院患者の場合は、次に掲げるとき

ア 退院したとき

イ 入院期間が6か月を超えたとき

(2) 外来患者の場合は、次に掲げるとき

ア 当該がんに対して治療を行ったとき

イ がんの診断後、検査又は治療のために他院へ紹介したとき

(3) 死亡患者の場合は、死亡診断時

(死亡情報の届出)

第5 保健福祉事務所長、郡山市保健所長及びいわき市保健所長は、死亡小票について、地域医療課に送付するものとする。

(業務区分)

第6 関係機関の業務区分は、別紙「福島県地域がん登録事業業務区分」により行うものとする。

(情報の照合、検査等)

第7 福島医大は、第4、第5による届出を受け、その情報について、照合、検査等を行うこと。

(情報の集計・解析等)

第8 福島医大は、前項により照合、検査等を行った情報について、公衆衛生学的集計・解析を行い、その結果を地域医療課に送付するものとする。

(情報の報告等)

第9 地域医療課は、がん情報に関する報告書の作成、事業の運営調整等を行うものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度、「福島県がん対策推進協議会」で検討の上、別に定めるものとする。

附 則 この要領は平成22年1月8日から施行する。

附 則 この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成25年3月29日から施行する。